

建築基準法 及び 建築物省エネ法 が改正され、確認申請・完了検査などの審査項目が拡大されたため、群馬県建築基準法施行条例等を改正し、関係する申請手数料の新規追加や変更などを実施

1 法改正の概要

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減の実現に向け、建築基準法や建築物省エネ法が改正（施行日：令和7年4月1日）

- (1) 建築基準法の改正概要**
省エネ化に伴い建築物が重量化していることなどから、**木造建築物の構造等の審査対象を拡大**（2階建 又は 延べ面積200㎡超～500㎡以下を審査対象に追加）
- (2) 建築物省エネ法の改正概要**
住宅、小規模非住宅(300㎡未満)の新築・増改築時に省エネ基準への適合が義務化（原則全ての建築物が省エネ基準適合の審査対象になる）

2 条例改正の概要

- (1) 群馬県建築基準法施行条例の改正概要**
 - ① 構造等審査対象の拡大に伴い、**確認申請・完了検査の手数料を増額**
 - ② **省エネ仕様基準による審査の手数料を新規追加**
 - ③ 従来の完了検査に加えて行う**省エネ基準適合検査の手数料を新規追加**
 - ④ 施行済の改正法に合わせて頂ずれを修正

- (2) 群馬県建築物省エネ法手数料条例の改正概要**
 - ⑤ **住宅や小規模非住宅の省エネ基準適合性判定の手数料を新規追加**
 - ⑥ 廃止される**省エネ基準適合性認定・表示制度にかかると手数料を廃止**

以下、法改正に伴わない改正（現行条例の課題に対応するための改正）

 - ⑦ **共同住宅の省エネ性能向上計画認定(誘導基準の認定)の手数料算定を、手数料が審査手間に即するよう「戸数方式」から「床面積方式」に変更**
 - ⑧ 国から審査等の所要時間が示された「仕様・計算併用法」の**省エネ性能向上計画認定手数料を減額**
 - ⑨ **計画変更等の場合、手数料が審査手間に即するよう、手数料を現行額の半額に変更**

- (3) 群馬県都市低炭素化促進法手数料条例の改正概要**
 - ⑩ 群馬県建築基準法施行条例の改正に合わせて頂ずれを修正

3 条例の施行日

令和7年4月1日 上記④のみ、令和6年12月20日（本改正条例公布日）

改正する手数料一覧

(1) 群馬県建築基準法施行条例 単位：円

申請区分（建築物）	床面積の合計		現行手数料	改正後手数料	改正項目	
	㎡ <	≤㎡				
確認申請	一般審査		15,000	16,000	①	
	30 ~ 100		22,000	26,000		
	100 ~ 200		35,000	40,000		
	省エネ仕様基準審査（加算分）	戸建住宅		-	11,000	②
		200 ≤ ~		-	13,000	
		~ < 200		-	22,000	
共同住宅等		-	34,000			
300 ≤ ~ < 2,000		-	54,000			
2,000 ≤ ~ < 5,000		-	71,000			
完了検査	一般検査（中間検査無しの場合）		24,000	26,000	①	
	100 ~ 200		39,000	40,000		
	200 ~ 500		23,000	25,000		
	一般検査（中間検査有りの場合）		38,000	39,000	③	
	200 ~ 500		-	3,000		
	~ 30		-	4,000		
	30 ~ 100		-	5,000		
	100 ~ 200		-	8,000		
	200 ~ 500		-	13,000		
	500 ~ 1,000		-	17,000		
	1,000 ~ 2,000		-	29,000		
	2,000 ~ 10,000		-	47,000		
10,000 ~ 50,000		-	92,000			
50,000 ~		-				

(2) 群馬県建築物省エネ法手数料条例 単位：円

用途	評価方法	床面積の合計 ㎡ ≤ <㎡ (戸) は現行の場合	省エネ基準適合性判定			省エネ性能向上計画認定		
			現行手数料	改正後手数料	改正項目	現行手数料	改正後手数料	改正項目
戸建住宅	標準計算法	~ 200	-	33,000	⑤	33,000	改正なし	
		200 ~	-	37,000		37,000	〃	
	仕様・計算併用法	~ 200	-	23,000	⑤	33,000	23,000	⑧
		200 ~	-	26,000		37,000	26,000	
	仕様基準	~ 200	-	18,000	⑤	18,000	改正なし	
		200 ~	-	19,000		19,000	〃	
住宅	標準計算法	(1戸) ~ 300(4戸)	-	65,000	⑤	65,000	65,000	⑦
		300(5戸) ~ 2,000(15戸)	-	108,000		108,000		
		2,000(16戸) ~ 5,000(45戸)	-	183,000		183,000		
		5,000(46戸) ~	-	262,000		262,000		
	仕様・計算併用法	(1戸) ~ 300(4戸)	-	47,000	⑤	65,000	47,000	⑦
		300(5戸) ~ 2,000(15戸)	-	79,000		108,000	79,000	
		2,000(16戸) ~ 5,000(45戸)	-	138,000		183,000	138,000	
		5,000(46戸) ~	-	201,000		262,000	201,000	
	仕様基準	(1戸) ~ 300(4戸)	-	31,000	⑤	31,000	31,000	⑦
		300(5戸) ~ 2,000(15戸)	-	54,000		54,000		
		2,000(16戸) ~ 5,000(45戸)	-	97,000		97,000		
		5,000(46戸) ~	-	146,000		146,000		
非住宅	工場等以外	標準入力法	~ 300	-	212,000	⑤	212,000	改正なし
		モデル建物法	~ 300	-	82,000		82,000	〃
	工場等	標準入力法	~ 300	-	21,000		21,000	〃
		モデル建物法	~ 300	-	17,000		17,000	〃

※ 廃止する省エネ基準適合性認定・表示制度にかかると手数料の掲載は省略（⑥関係）